

5 通信制の課程における入学者選抜

宮崎東高等学校及び延岡青朋高等学校の通信制の課程の入学者選抜は、次のとおりとする。

(1) 選抜の方法

- ① 面接、作文及びその他必要な書類により行う。
- ② 検査の当日に、病気その他やむを得ない事情によって、検査場及び別室での受検ができなかった者について、その理由が在籍中学校長によって証明されるときは、志願先高等学校長が、その検査に代わる他の適当な措置をとることができる。

(2) 出願手続

- ① 志願者は、宮崎県立高等学校一般入学願書（通信制）（様式Ⅰ－４）を志願先高等学校長へ提出しなければならない。なお、選抜手数料は徴収しない。
- ② 出願は全日制・定時制・通信制あわせて１校限りとする。ただし、令和９年３月１７日（水）の合格者発表で、全日制・定時制の高等学校に合格とならなかった者については、合格者発表以降、全日制及び定時制の二次募集に出願しない者に限り、通信制課程に出願することができる。

(3) 出願書類

志願者は、次に掲げるア、イの書類を、自己申告書を提出する場合はウの書類を添えて、一括して志願先高等学校長に提出しなければならない。なお、令和３年３月以前に中学校を卒業した者は、イの調査書については、当該中学校の卒業証明書を提出することで、これに代える。

ア	入学願書（様式Ⅰ－４） （２月１日より、各志願先高等学校及び各教育事務所で配付）
イ	調査書（様式２）
ウ	自己申告書（様式Ⅰ－９）（提出任意） 年間の欠席日数が３０日以上の方の志願者は、自己申告書を志願先高等学校長へ提出することができる。自己申告書は志願者本人及び保護者が自筆で記入し、志願者の氏名、出身中学校名及び「自己申告書在中」と明記した封筒に入れ、封をする。

(4) 出願期間

- ・令和９年３月９日（火）～３月１８日（木）
- ・午前９時から午後４時まで受け付ける。
- ・土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
- ・郵送の場合は、３月１８日（木）の午後４時までに必着とする。

(5) 選抜検査

- ① 選抜検査の日時
令和９年３月２４日（水）
なお、詳細な時間については、志願先高等学校長が定める。

- ② 選抜検査場
志願先高等学校

(6) 合格者の発表

- ・日時 ３月２６日（金） 午前９時
- ・方法 志願先高等学校の校内に合格者の受検番号を掲示する。

(7) その他

- ① 出願に必要な書類を含む募集要項等については、２月１日より各志願先高等学校及び各教育事務所において配付する。郵送希望の場合は、返信用として３２０円分の切手を同封する。
- ② ここに定めるもののほか、通信制の課程の入学者選抜に関する必要な事項については、「**２ 一般入学者選抜**」（１１～１５ページ）を準用する。
- ③ 通信制の課程においては、学区外高等学校志願許可願は必要ない。

6 通信制の課程における二次募集入学者選抜

宮崎東高等学校及び延岡青朋高等学校の通信制の課程の二次募集は、次のとおりとする。

(1) 選抜の方法

選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、志願先高等学校長が定める。

(2) 出願手続

志願者は、宮崎県立高等学校一般入学願書（通信制・二次募集）（様式Ⅰ－５）を志願先高等学校長へ提出しなければならない。なお、選抜手数料は徴収しない。

(3) 出願書類

志願者は、次に掲げるア、イの書類を、自己申告書を提出する場合はウの書類を添えて、一括して志願先高等学校長に提出しなければならない。なお、令和３年３月以前に中学校を卒業した者は、イの調査書については、当該中学校の卒業証明書を提出することで、これに代える。

ア	入学願書（様式Ⅰ－５） （２月１日より、各志願先高等学校及び各教育事務所で配付）
イ	調査書（様式２）
ウ	自己申告書（様式Ⅰ－９）（提出任意） 年間の欠席日数が３０日以上の方の志願者は、自己申告書を志願先高等学校長へ提出することができる。自己申告書は志願者本人及び保護者が自筆で記入し、志願者の氏名、出身中学校名及び「自己申告書在中」と明記した封筒に入れ、封をする。

(4) 出願期間

- ・ 令和４年３月２９日（月）～３月３０日（火）
- ・ 午前９時から午後４時まで受け付ける。
- ・ 郵送の場合は、３月３０日（火）の午後４時までに必着とする。

(5) 選抜検査

① 選抜検査の日時

令和４年４月５日（月）

なお、詳細な時間については、志願先高等学校長が定める。

② 選抜検査場

志願先高等学校

(6) 合格者の発表

- ・ 日時 令和４年４月７日（水） ※時間については、志願先高等学校長が定める。
- ・ 方法 志願先高等学校の校内に合格者の受検番号を掲示する。

(7) 追加募集

二次募集による合格者がなお募集定員に満たない場合は、当該高等学校長は県教育委員会の承認を得て、追加募集を実施することができる。

(8) その他

- ① 出願に必要な書類を含む募集要項等については、２月１日より各志願先高等学校及び各教育事務所において配付する。
- ② この選抜実施細目に定めるもののほか、二次募集に関する必要な事項は、当該高等学校長が定める。